

## 1 委託業務名

2025 年大阪・関西万博 関西パビリオン7月催事企画運営事業

## 2 委託業務の目的

徳島県は、2025 年大阪・関西万博をきっかけとして、万博会場から徳島へ、新たな「人・モノ・コト・情報」の流れを創出するため、「関西パビリオン」内「多目的エリア」において、7月に1週間の催事を開催する。

この催事については、「徳島のなつやすみ」をテーマとして、県内市町村及びDMO等の出展のもと、各地の夏季コンテンツの魅力発信を予定しており、本事業は、催事開催に係る実施計画作成及び各種調整、本番の運営等を行うことを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和7年12月26日（金）まで

## 4 催事の概要

### (1) 開催日時

- ・会場設営：令和7年7月22日（火）
- ・催事開催：令和7年7月23日（水）～28日（月）  
各9：15～21：00（関西パビリオン開館時間に準ずる）
- ・会場撤収：令和7年7月28日（月）22：30～同月29日（火）8：00

### (2) 場所

「関西パビリオン」

※参考 URL：<https://future.kouiki-kansai.jp/about/>

- ・多目的エリア（半屋内、約130㎡）
- ・屋外広場（屋外、使用可能範囲調整中）
- ・バックヤード（屋内、約57㎡）

### (3) テーマ

「徳島のなつやすみ」～海外や都会の人が憧れる“日本の田舎の夏休み”～

### (4) ねらい

ファミリー層などの来場者の増加が予想される「夏休み序盤」に、県内市町村及びDMO等の参画のもと、自然・歴史・文化等、本県の魅力ある地域コンテンツを体験できるプログラムを実施し、8月以降活発になる徳島県内のイベントや観光地への誘客を促進する。

### (5) 出展内容

- ① ウォーターアクティビティと豊かな自然の疑似体験スポット
- ② 歴史や文化を、遊びながら学べる「自由研究体験」プログラム
- ③ 県内市町村及びDMO等による飲食・物産販売
- ④ 県内各地のPRステージ
- ⑤ 工芸品を活用した夜間ライトアップ
- ⑥ SDGs ゴミ捨て体験
- ⑦ その他、会場演出に必要な展示

※詳細は、別途配布する「2025 年大阪・関西万博関西パビリオン7月催事企画概要」を参照すること。

## 5 委託業務の内容

本委託で実施する業務は、次の(1)～(5)とする。

なお、業務の実施に当たっては、委託者と十分に協議・調整すること。

令和6年度 業務	(1) 催事実施計画書（原案）の作成 (2) 催事実施計画書（確定版）の作成
令和7年度 業務	(3) 催事開催に向けた準備（令和6～7年度） (4) 催事当日における設営・運営・撤去等 (5) 催事の効果検証

### (1) 催事実施計画書（原案）の作成

以下のア～オに記載する業務内容をまとめた計画書（原案）を作成すること。

なお、作成にあたっては、県が実施した各市町村の出展希望調査結果（中間）を十分に踏まえ、必要に応じて関係者へ内容をヒアリングの上、徳島の魅力を安全かつ効果的に伝える設営と運営方法（スタッフ配置やスケジュール含む）を記載すること。

作成期限：令和6年12月中旬まで

#### ア ブース内容・演出の企画

- ① ウォーターアクティビティと豊かな自然の疑似体験スポット  
仮設プールにカヤック等を浮かべ、背景LEDパネル等により徳島でのマリ/リバースポーツを疑似体験できるフォトスポットを設置すること。  
なお、プールへの落下防止柵の設置や、来場者へのライフジャケット・ヘルメット等の着用指示を行うなど、安全管理に努めること。
- ② 歴史や文化を、遊びながら学べる「自由研究体験」プログラム  
スタッフによる解説を交え、遊びながら学べる「自由研究」体験を通して、徳島の歴史・文化や自然環境等を発信すること。  
なお、スタッフの手配は出展市町村・DMO等が対応する。
- ③ 県内市町村及びDMO等による飲食・物産販売  
全体コンセプトに合わせつつ、県内各地の特色ある食材を使ったご当地グルメやお土産等を販売し、徳島の食や物産の魅力を発信すること。  
なお、商品及びスタッフの手配は出展市町村・DMO等が対応する。  
ただし、食品を保管する冷蔵冷凍庫や、給排水タンク等露店営業に必要なとなる物品は受託者において手配すること。
- ④ 地域の魅力PRステージ  
出展市町村・DMO等によるステージパフォーマンスやPR動画の放映のほか、徳島ゆかりのゲスト出演等を通して、徳島の魅力を発信すること。
- ⑤ 工芸品等を活用した夜間ライトアップ  
夜間に、県内各地の伝統工芸品や特産品を活かしたライトアップを実施し、「縁日感」を演出することで来場者の呼び込みを図ること。
- ⑥ SDGs ゴミ捨て体験  
来場者向けのゴミ回収箱は、SDGsの考えに基づいた分別体験ができるブースとして設置すること。

なお、運営にあたっては、利用者へ分別の説明を行うとともに、回収したゴミは催事中毎日、閉館後に処分すること。（関西パビリオン内ゴミ置き場の利用不可）

- ⑦ その他、会場演出に必要な展示、スタッフ配置
  - ①～⑥に加えて、徳島県の魅力発信に必要となる展示や運営にあたるスタッフを配置すること。

#### イ 会場レイアウト図の作成

アのブース内容に基づき、バックヤードを含む会場レイアウト図を作成すること。

#### ウ 関連ガイドライン及び必要な許認可条件の集約

- ① 2025年日本国際博覧会協会が定めるガイドライン遵守事項
- ② 食品衛生法に基づく営業許可申請
- ③ 酒税法に基づく酒類販売届出
- ④ 消防法に基づく届出
- ⑤ 上記許認可関係の申請スケジュール、必要物品等

#### エ 会場設営及び撤去計画の作成

- ① 必要な人員、資材、設備、物品等のリスト
- ② 必要な人員、資材、設備、物品等の配置計画
- ③ 設営及び撤去に係るスケジュール（資材の配送計画を含む）

#### オ 会場運営計画の作成

- ① 関係者名簿（運営スタッフ、出展者、ゲスト等）
- ② ブース運営計画（タイムスケジュール、運営体制、導線等）
- ③ 夜間の会場警備、ゴミの処分等計画
- ④ 多言語対応方針
- ⑤ EAP（Emergency Action Plan：緊急時対応計画）
- ⑥ 運営スタッフ用マニュアル

### (2) 催事実施計画書（確定版）の作成

(1)で作成した催事実施計画書原案に、委託者が県内市町村及びDMO等を対象に実施する催事出展希望調査（最終）の結果を反映し、催事本番の出展者及び出展日、内容等を決定した確定版を作成すること。

作成期限：令和7年3月中旬まで

### <令和6～7年度業務>

#### (3) 催事開催に向けた準備

(2)で作成した催事実施計画書（確定版）に基づき、催事本番に向けた各種調整を行うこと。

##### ア 内容

- ① 必要な人員、資材、設備、物品等の手配
- ② 会場に設置するサイン・ポスター等の製作（英語表記必須）
- ③ 各種許認可申請のとりまとめ
- ④ 搬入出スケジュールの調整
- ⑤ 催事実施にあたって必要な保険への加入

##### イ 時期

令和7年7月21日（月）まで

## <令和7年度業務>

### (4) 催事当日における設営・運営・撤去等

#### ア 内容

上記(2)で作成した催事実施計画書(確定版)に基づき、徳島の魅力を安全かつ効果的に伝える設営・運営・撤去を実施すること。

なお、事業遂行にあたっては、2025年日本国際博覧会協会及び出展市町村・DMO等関係者と緊密な連携がとれる体制を構築すること。

#### イ 時期

令和7年7月22日(火)から同月28日(月)まで

※ 会場設営：令和7年7月22日(火)

※ 催事開催：令和7年7月23日(水)～28日(月)

各9:15～21:00(関西パビリオン開館時間に準ずる)

※ 会場撤去：令和7年7月28日(月)22:30～

同月29日(火)8:00

### (5) 催事の効果検証

#### ア 内容

出展市町村・DMO等へ、催事出展の実績や地域への反響についてアンケートを実施し、結果の取りまとめと内容の分析を行い、効果を検証すること。

(アンケート内容例)

- ・ 催事準備及び本番の運営についての意見
- ・ 自由研究プログラム動員数や飲食・物産販売の売上実績
- ・ 催事後の観光客の増加、地域活性化への繋がり等

#### イ 時期

① アンケート実施

令和7年8月1日(金)から同年10月31日(金)まで

② 結果の取りまとめ・分析

令和7年11月1日(土)から同年12月26日(金)まで

## 6 成果物、提出期限及び納品場所

### (1) 成果物及び提出期限

ア 催事実施計画書 一式

イ 催事の実施報告書 一式

ウ 出展市町村・DMO等へのアンケート結果 一式

### (2) 提出期限

ア (1)のア：令和6年12月中旬(原案)、令和7年3月中旬(確定版)

イ (1)のイ～ウ：令和7年12月26日(金)

### (3) 納品場所

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県観光スポーツ文化部万博推進課 推進担当

## 7 成果物等についての留意事項

(1) 受託者は、成果物及びその構成素材に含まれる全てのものについて、納品前に必ず第三者の著作権その他の権利について交渉・処理を行うこと。

- (2) 本業務実施に伴う成果物及び成果物に使用するため作成した全てのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む。）は、委託者に帰属し、本業務終了後においても委託者が自由に無償で使用できるものとする。なお、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

## 8 成果物に対する責任の範囲

- (1) 受託者は、本業務終了後においても、成果物に瑕疵が発見された場合には、速やかに委託者の指示に基づき、成果物の訂正を実施しなければならない。  
なお、これらに要する費用は、受託者の負担とする。
- (2) 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより、当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

## 9 業務実施に当たっての留意事項

### (1) 業務実施体制

受託者は、業務の運営体制を明確にし、業務を適切に実施するために必要な経験を有するスタッフを配置すること。

### (2) 業務計画

受託者は、業務の開始に当たっては、本業務の実施における具体的な業務工程表を提出するとともに、適宜、更新状況を提出すること。

本業務における契約締結後、速やかに着手し、業務工程表に従い完了させること。

### (3) 本業務に係る委託者との打合せ

本業務の趣旨を熟知し、業務実施期間中においては、委託者と緊密に連絡を取りながら進め、その指示及び監督を受けなければならない。

### (4) 再委託について

業務の一部又は全部を、他の法人等に再委託することは原則禁止する。

ただし、専門性等から一部を受託者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待できるときは、委託者と協議し、承認を得ること。

### (5) 秘密の保持

ア 受託者は、業務遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

イ 本業務の遂行に当たり収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底や電子データのパスワード設定など、万全なセキュリティ対策を講じなければならない。

ウ 本業務の遂行に伴い取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適正な管理のため、徳島県個人情報保護条例の規定により、必要な措置を講じなければならない。

### (6) その他

仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに県と協議して決定すること。